

新自由主義国家と「貧者」の処罰化

——ロイック・ヴァカンの刑罰国家論——

法政大学 田中研之輔

新自由主義と社会的排除

1970年代後半以降、資本蓄積のための新たな市場開拓を狙った共有財産の民営化、公共部門(公益事業・公営住宅等)の規制緩和、社会福祉事業からの国家の撤退、といった現象に代表される新自由主義レジーム(ハーヴェイ、2007)が、グローバルな資本主義の論理に適合する支配的な言説様式として瞬く間に大多数の国家の政治・経済システムを駆逐していった。経路・形態・強度には偏差があるものの新自由主義国家政策は、英国や米国にとどまらず、社会民主主義的福祉国家として存立していたニュージーランドやスウェーデン、アパルトヘイト体制崩壊後の南アフリカ共和国や中国においても受け入れられることになった。というのも、新自由主義は、第一に、地理的不均等発展の度合いがより激しく不安定になるなか、ある地域・都市・国家が、他の地域を犠牲にして目覚ましい発展を遂げたこと、第二に、実際のプロセスとしての上層階級の観点からは多大な利益をもたらしてきた(ハーヴェイ、2007、219)、ことからグローバルな状況で賞賛されてきたからである。

国家は、ひとたび新自由主義化すると「上層階級から下層階級への「埋め込まれた自由主義」時代の流れを逆転させるような再分配政策の主要な担い手」(ハーヴェイ、2007、228)となり、「低賃金使い捨て労働者」、「不安定労働者」、「失業者」を多量に生み出し、社会階層の底辺に位置する人々の労働環境・条件を悪化させる。1980年代から90年代にかけて、新自由主義の弊害は、労働市場の再編—分割による多量な失業者を構造的に生み出していくという社会的排除として社会問題化した。

ジョック・ヤングは、この変化を、同化と結合を基調とする社会から、分離と排除を基調とする社会への移行であり、「包摂型社会から排除型社会」への移行期であった(ジョック・ヤング、2007、p.28-30)と分析している。日常生活にありふれた出来事になった犯罪は、①包摂型社会から排除型社会への変化の中での、労働市場の解体、②労働市場の解体による大量の経済的不安定層の形成、③相対的剥奪感の先鋭化をもたらし、それと同時に、新たなライフスタイルからなる消費型世界が個人主義の社会全体における徹底化が、犯罪を生み出すと分析する(p.337)。新自由主義国家は、「持たざる者達」の〈労働機会・条件・環境〉の劣悪化のみならず、彼らの生活の時間的構造を解体させ、「生活の破壊(ブルデュー、2000、134)」をもたらしてきたのである。

新自由主義国家の刑罰論的転回

しかし、新自由主義を〈審判〉する際に見過ごされてはならないのは、持たざる者達の社会的排除のみならず、彼らを社会的・刑罰的に二重に統制するという「貧者の刑罰化」、いわば、「新自由主義の刑罰論的転回」の動向である。そこで本報告では、新自由主義国家の刑罰論的転回を問題視するロイック・ヴァカンの論考を詳細に検討していく。具体的には、第一に、一方で、デヴィッド・ハーヴェイの新自由主義論が、刑罰国家動向を看過していること、他方で、ジョック・ヤングが排除型社会の到来を近代から後期近代への社会的移行として論じていることへの新自由主義への政策的転換の視点の欠如、を検討する。そして、第二に、新自由主義国家政策とは、Welfare-Workfare-Prisonfare へと、つまりは、「貧者を調整・統制すること(Regulating the Poor)」から「貧者を処罰すること(Punishing the Poor)」へと国家が刑罰化転回を遂げていく〈刑罰国家形成の歴史的過程〉であることを検証していく。